

第 13 回肺がん CT 検診認定技師試験結果

下記に示した受講番号の方が合格者となります。

合格者受講番号

001	013	024	040	052	066	078	095	108	209
002	014	026	042	055	067	081	097	110	211
003	015	028	043	056	069	082	098	111	212
004	016	029	044	057	070	084	099	112	213
006	017	030	045	058	071	086	100	201	
007	018	031	046	059	072	087	101	202	
008	019	032	047	060	073	091	102	204	
009	021	033	049	061	074	092	103	205	
010	022	038	050	062	075	093	105	206	
011	023	039	051	065	077	094	107	207	

合格基準や個人の成績に関するお問い合わせにつきましては、お答えできませんのでご了承ください。

合格者は、認定申請手続きをお願いいたします。
認定の申請方法につきましては、[次のページ](#)をご確認ください。

肺がん CT 検診認定技師 認定申請方法

(内容)

1. 肺がん CT 検診認定技師認定登録のご案内(認定までのフロー)
2. 認定登録料振込みと認定証発行について
3. 肺がん CT 検診認定技師の氏名公表について

1. 肺がん CT 検診認定技師認定登録のご案内(認定までのフロー)

受講者合格番号の確認



認定登録料を振り込む

振込みの方法は下記をご覧ください。



肺がん CT 検診認定技師認定証が交付(郵送)される

* 認定証の交付時期は 3 月下旬を予定しております。ご了承ください。

認定証は 5 年間有効となります

更新制度の詳細は↓ホームページでご確認ください

◆更新制度について◆ <http://www.ct-kensin-nintei.jp/gishi/koushin/jyoken/index.html>

2. 認定登録料振込みについて

認定登録料: 5,000 円

上記金額を、下記の振込先にご入金ください。振込み確認後に認定手続きに入ります。**振込期限は、3月18日(水)厳守**です。お早めの申請をお願いいたします。なお、振込確認を円滑に行うため、振込が完了しましたら、受講番号、氏名を明記の上、「振込完了」メールを事務局まで送信していただきますようお願いいたします。また、上記の振込期日に間に合わない場合は、事務局まで必ずご連絡をお願いいたします。締め切りまでにご入金を確認できない場合、認定されませんのでご注意ください。

事務局 E-mail: jimdai@ct-kensin-nintei.jp

お振込み方法（銀行口座）

- 【振込先】 **ゆうちょ銀行**
- 【店名】 **ゼロハチ** *カタカナでご入力お願いいたします。
- 【店番】 **058**
- 【預金種目】 **普通預金**
- 【口座番号】 **0516333**
- 【口座名】 **ハイコンシーティーケンシンンテイキコウ**
- 【認定登録料】 **認定登録料 5,000 円**

尚、本講習会の領収書は、各金融機関での振込済み明細(ATMの明細含む)、預金通帳の振込みの記載、ネット振込みにおける明細(印刷して保管してください)、ゆうちょ銀行での振込済み控えを領収書と代えさせていただきます。上記以外の領収書が必要な場合は、事務局まで E-mail にてご連絡ください。

事務局 E-mail: jimdai@ct-kensin-nintei.jp

振り込み手数料に関しては、各自ご負担ください。
こちらで振込確認が出来次第、認定手続きに入ります。

* 払い込まれた登録料は、認定申請者のご都合でキャンセルされた場合は、返却致しかねますので、ご注意下さい。

認定証交付は、3月下旬を予定しております。認定証は5年間有効です。

3. 肺がんCT検診認定技師の氏名公表について

認定を申請された場合には、原則ホームページへ氏名等の公表をさせていただきます。肺がんCT検診の精度管理を行い、肺がんCT検診を成功に導くためには先生方のご協力は必須です。ご理解とご協力をお願いいたします。

肺がんCT認定技師講習会・試験に関するお問い合わせはこちら

E-mail : office.hou-gi@ct-kensin-nintei.jp

または NPO 法人肺がん CT 検診認定機構ホームページ: <http://www.ct-kensin-nintei.jp/>

のお問い合わせをご利用下さい。